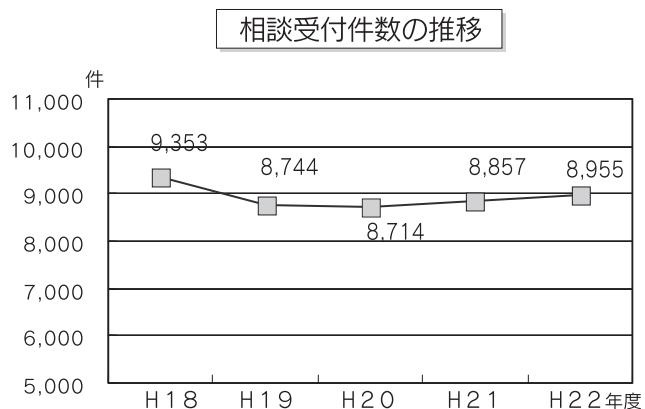


第2部 平成22年度の相談概要

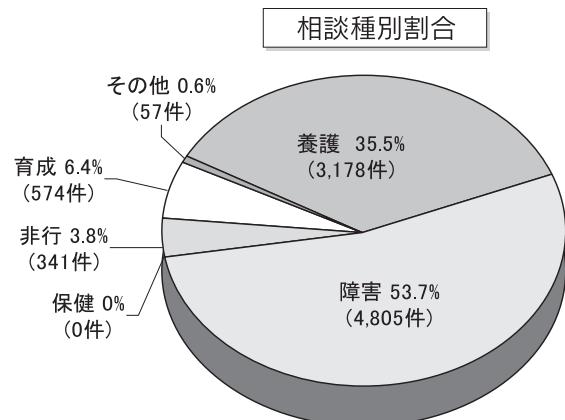
1 児童相談の全体状況

過去5年間の相談受付件数の推移は右図のとおりである。

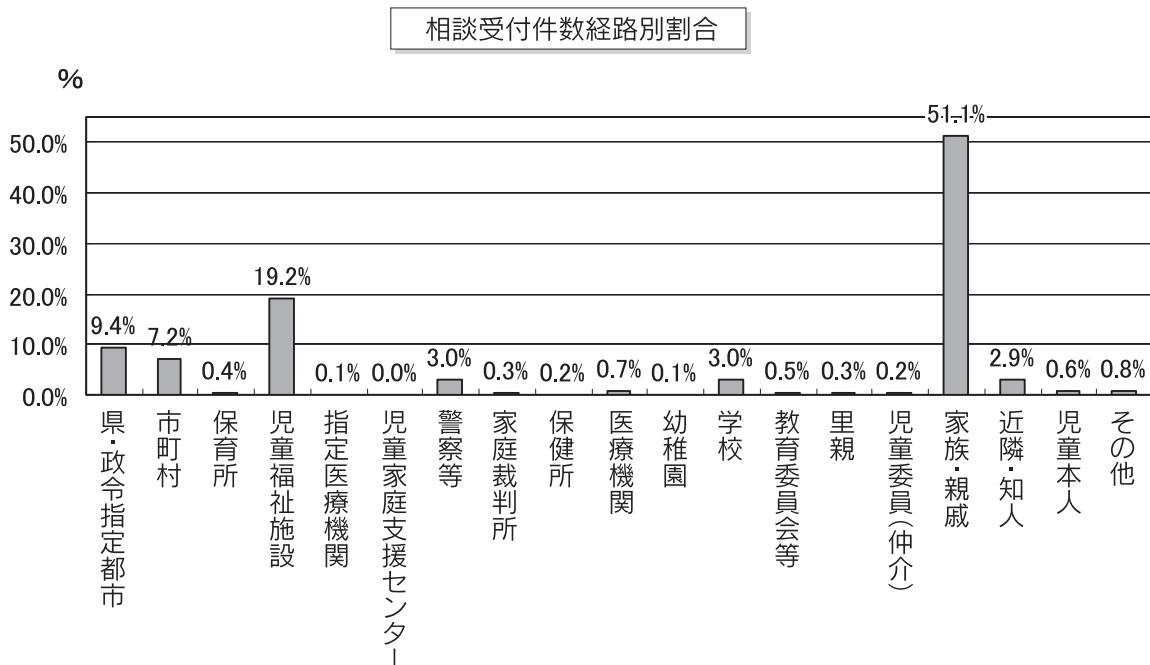
障害者自立支援法の施行に伴って障害者相談が大きく増加した平成18年度以降、8,700件台で推移していたが、平成21年度に増加に転じ、平成22年度は前年度に比べ98件増の8,955件となっている。（前年度比1.1%増）



相談種類別にみると、障害相談が4,805件（53.7%）と相談件数の半数を占め、件数ベースでは前年度より349件と大幅に増加している（7.8%増）。次に児童虐待を含む養護相談が3,178件（35.5%）で、この2つで全体の9割近くを占めている。以下、性格行動や不登校、しつけなどの育成相談574件（6.4%）、非行相談341件（3.8%）と続いている。

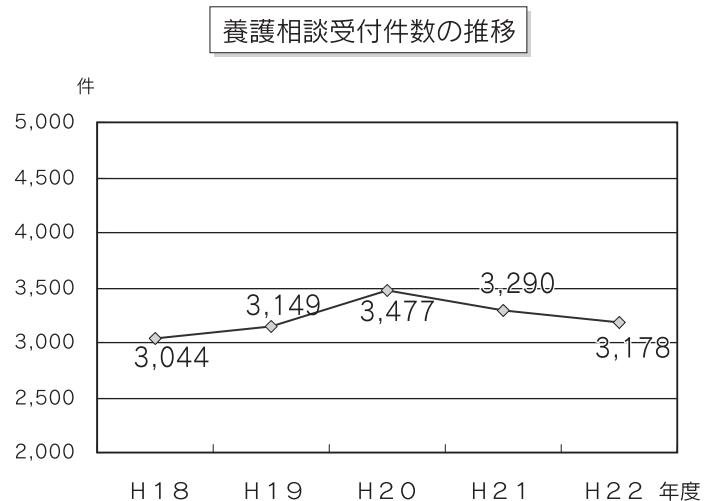


また、相談に至る経路別受付では、家族・親族からの相談が51.1%と最も多く、次いで児童福祉施設等が19.2%、県・政令指定都市が9.4%、市町村が7.2%となっている。

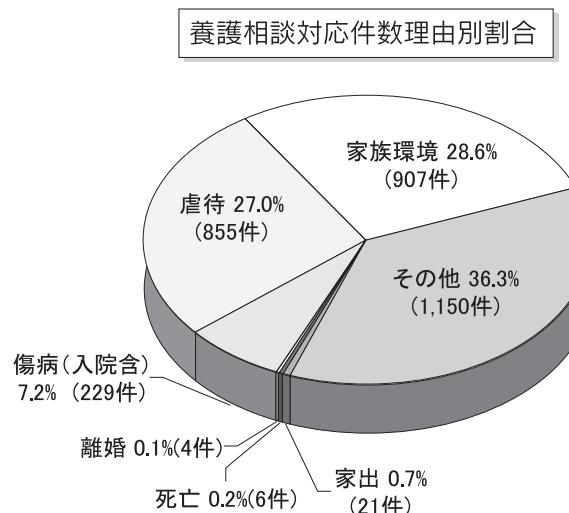


2 養護相談

過去5年間の相談受付件数の推移は右上図のとおりである。児童福祉法の改正により市町村が児童相談を受けるようになって以降、平成18年度まで相談受付件数は減少傾向であった。その後増加に転じたものの、平成22年度の受付件数は3,178件で、前年度に比べて3.4%減と2年続けて減少している。



養護相談対応件数3,172件を理由別割合でみたものが右中図である。その他が最も多く1,150件(36.3%)、次いで家族環境が907件(28.6%)、虐待855件(27.0%)、保護者の傷病229件(7.2%)などとなっている。

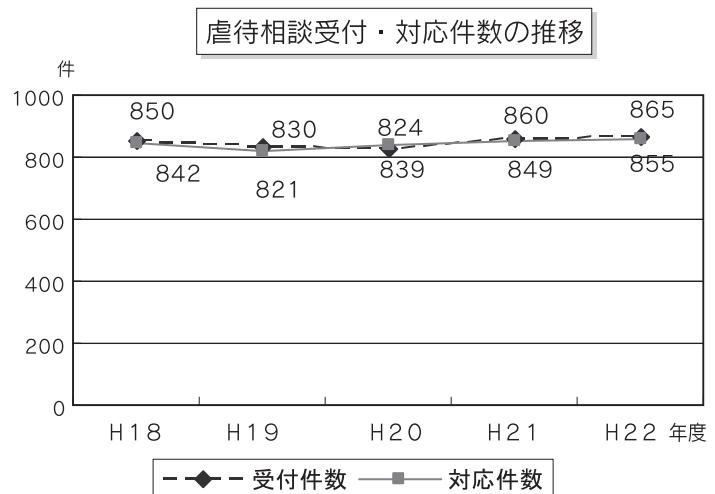


3 児童虐待相談

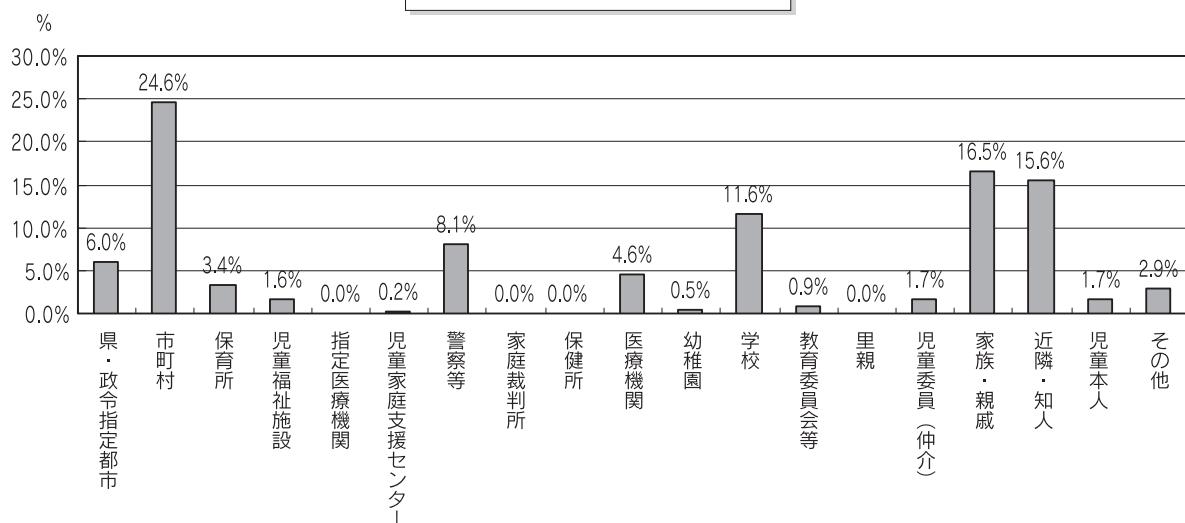
(1) 虐待相談の状況

虐待相談の受付件数は865件、対応件数855件で、平成22年度は前年度に比べ、受付件数は5件増加(0.6%増)、対応件数は6件増加(0.7%増)している。平成16年度以降、ほぼ横ばいで推移しており依然として高水準となっている。

相談に至る受付経路は市町村(役場、福祉事務所、保健センター等)が213件(24.6%)で最も多く、以下、家族・親戚143件(16.5%)、近隣・知人135件(15.6%)、学校100件(11.6%)と続いている。



虐待相談受付件数・経路別割合

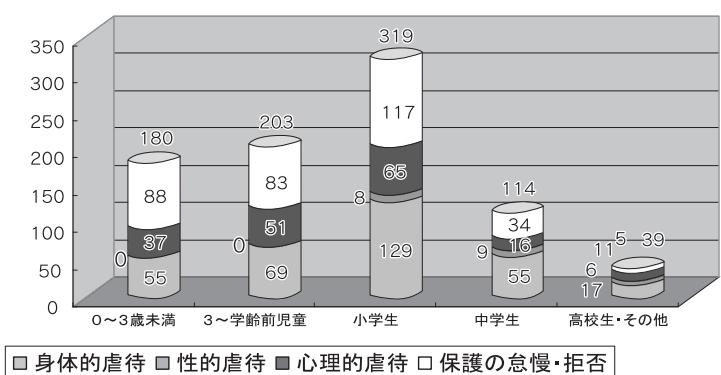


虐待相談の対応件数 855 件について年齢別に見ると、小学生が 319 件 (37.3%)、3 歳～学齢前児童が 203 件 (23.7%)、0～3 歳未満が 180 件 (21.1%)、中学生が 114 件 (13.3%) と続いている。

虐待の種類別でみると、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が 327 件 (38.2%)、次いで身体的虐待が 325 件 (38.0%)、心理的虐待 180 件 (21.1%)、性的虐待 23 件 (2.7%) である。前年度と比較すると、心理的虐待が 60 件増加 (50.0% 増) と大きく増加し、身体的虐待、保護の怠慢・拒否が減少している。

これを年齢別に見ると、0 歳～3 歳未満、3 歳～就学前児童では保護の怠慢・拒否（ネグレクト）の比率が高く、小学生は身体的虐待の比率が高い。中学生、高校生は性的虐待の比率が高くなっている。

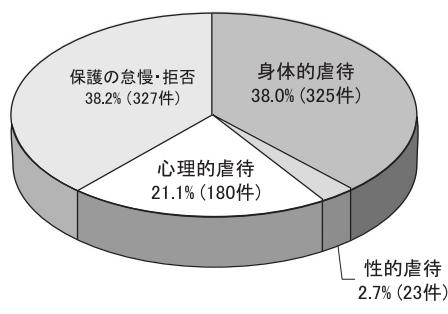
虐待種類別・年齢別対応件数



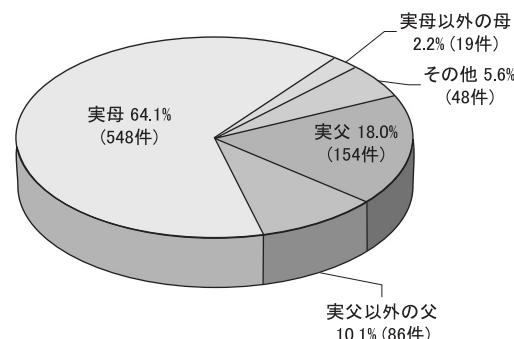
□ 身体的虐待 □ 性的虐待 ■ 心理的虐待 □ 保護の怠慢・拒否

虐待者別でみると、実母 548 件 (64.1%)、実父 154 件 (18.0%) であり、実母が概ね 6 割を超えており、実父母を合わせると 8 割強を占める。また、実父以外の父（養父、継父、内縁関係等）は 86 件 (10.1%)、実母以外の母は 19 件 (2.2%) であった。

虐待相談対応件数・種類別割合



虐待相談対応件数・虐待者別割合



被虐待児の一時保護実人員は214人で前年度に比べ41人増加し、延べ日数は5,093日で1,050日増加した。

又、乳児院、児童養護施設等に一時保護委託した実人員は119人で前年度より17人増加、延べ日数は3,219日で1,514日増加している。

被虐待児の1人当たりの一時保護日数（延べ日数÷実人員）は23.8日、一時保護委託日数は27.1日であり、被虐待児以外の一時保護・一時保護委託の平均日数（15.5日及び16.5日）と比較して、いずれもかなり長くなっている、被虐待児の保護日数は長期化する傾向が読み取れる。

（2）各児童相談所の特徴

【福岡】

平成22年度の相談受付件数は1,961件で、このうち養護相談は703件（35.8%）、うち虐待相談は219件であった。虐待相談は相談受付件数のうち11.2%、養護相談では31.2%を占めていた。前年度の虐待相談件数217件に比べ2件増加（0.9%増）している。

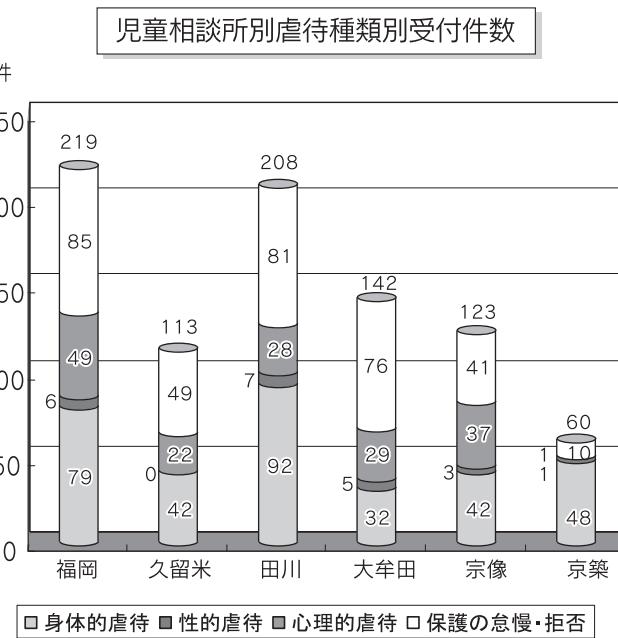
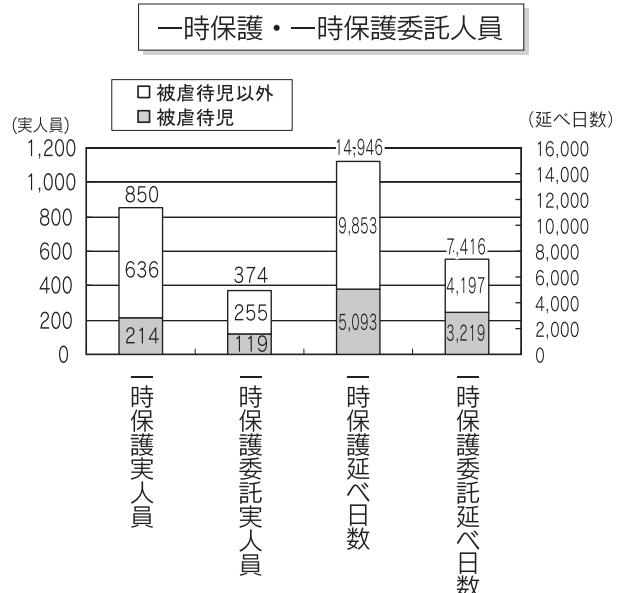
虐待相談受付件数を虐待種類別にみると、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）85件（38.8%）、身体的虐待79件（36.1%）、心理的虐待49件（22.4%）、性的虐待6件（2.7%）の順となっている。

前年度と比較すると、身体的虐待の割合が減少し、心理的虐待の割合が増えている。

虐待相談を相談経路別でみると、近隣・知人からの相談が56件（25.6%）で最も多く、以下、児童相談所とともに虐待通告先機関である市町村からの相談（通告）39件（17.8%）、家族・親戚30件（13.7%）、警察等27件（12.3%）となっている。

【久留米】

平成22年度の相談受付件数は2,539件で、このうち養護相談は760件（29.9%）、うち虐待相談は113件（4.5%）であった。前年度の虐待相談件数は119件で6件減少している。



虐待相談受付件数を虐待種類別にみると、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）49件（43.4%）、身体的虐待42件（37.2%）、心理的虐待22件（19.5%）の順となっている。傾向としては、前年度同様に保護の怠慢・拒否、身体的虐待の割合が高い。

また、虐待相談を相談経路別でみると、市町村からの相談（通告）は31件（27.4%）、家族・親戚からは22件（19.5%）、警察からは18件（15.9%）で、昨年と同様に家族・親族や公的機関からの相談が多い。

【田川】

平成22年度の相談受付件数は1,624件である。このうち養護相談は782件（48.2%）とおよそ半分の割合を占めている。虐待相談は208件で12.8%である。

前年度に比べると、全体の相談件数は前年度の1,764件より減っており、虐待相談についても208件（12.8%）と、前年度の257件（14.6%）に比べ件数・割合共に減少している。

虐待相談受付件数について虐待種類別にみると、身体的虐待92件（44.2%）、保護の怠慢・拒否（含置き去り児童）が81件（38.9%）、心理的虐待28件（13.5%）、性的虐待7件（3.4%）となっている。前年度と比較すると、心理的虐待が18件（7.0%）から28件（13.5%）と大きく増加している。その反面、身体的虐待が件数、割合共に若干減少したことに加え、保護の怠慢・拒否が前年度の111件（43.2%）から81件（38.9%）と大きく減少していることが今年の特徴として挙げられる。

【大牟田】

平成22年度の相談受付件数は、1,077件、養護相談は380件であった。養護相談のうち、虐待相談は142件であり、相談受付件数に占める割合は13.2%であった。前年度の虐待受付件数は101件であり、41件増加している。

虐待相談受付件数を虐待種類別に見ると、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が76件（53.5%）と最も多く、身体的虐待が32件（22.5%）、心理的虐待が29件（20.4%）、性的虐待が5件（3.5%）となっている。

前年度と比較して、保護の怠慢（ネグレクト）の受付件数が42件から76件と大きく増加し、身体的・心理的虐待についても微増、性的虐待については横ばいとなっていることから、全体として虐待相談受付件数が増加し、21年度大きく減少していた保護の怠慢・拒否（ネグレクト）の件数が、再度大きく増加していることが今年度の特徴となっている。

また相談経路別で見ると、前年度と比べ、市福祉事務所からの相談（通告）は14件から45件（31.7%）へ大きく増加し今年度最も多く、以下、学校24件（16.9%）、医療機関（前年度2件から大きく増加し）11件（7.7%）、児童委員（仲介を含む）が10件（7.0%）、家族・親戚9件（6.3%）、近隣・知人（前年度24件から大きく減少し）8件（5.6%）となっている。保護の怠慢・拒否（ネグレクト）の虐待相談受付件数及び、市福祉事務所からの相談（通告）件数について、各市に設置されている「要保護児童対策協議会」の機能が充実し、市が積極的に家庭へ介入したことで、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）の家庭を発見し、相談（通告）が増加したものではないかと考えられる。

【宗像】

平成22年度の相談受付件数は1,017件、このうち養護相談が326件（32.1%）、うち虐待相談が123件（12.1%）となっている。前年度の相談受付件数は966件、このうち養護相談が320件（33.1%）、うち虐待相談が97件（10.0%）で、相談受付件数が51件増加する中で、虐待相談が26件増加し、虐待以外の養護相談が20件減少している。

虐待相談受付件数を虐待種類別に見ると、身体的虐待42件（34.1%）、心理的虐待37件（30.1%）、性的虐待3件（2.4%）、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）41件（33.3%）となっている。前年度に比べ、身体的虐待が9件減少しているものの、心理的虐待は13件、性的虐待は2件、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）は20件の増加となっており、約半数を占めていた身体的虐待が減少し、身体的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）の占める割合がそれぞれ約3割で並んでいることが特徴である。

【京築】

平成22年度の相談受付件数は737件である。このうち虐待相談は60件、相談受付件数に占める割合は8.1%である。

全体の相談件数は、前年度に比べ6件減少し、虐待相談の受付件数は9件減少している。

虐待相談について種類別に見ると、身体的虐待が48件（80.0%）、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）10件（16.7%）、心理的虐待1件（1.7%）、性的虐待1件（1.7%）の順となっている。傾向としては、前年度と比べ、身体的虐待が16件増加し、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）は16件減少している。

4 非行相談

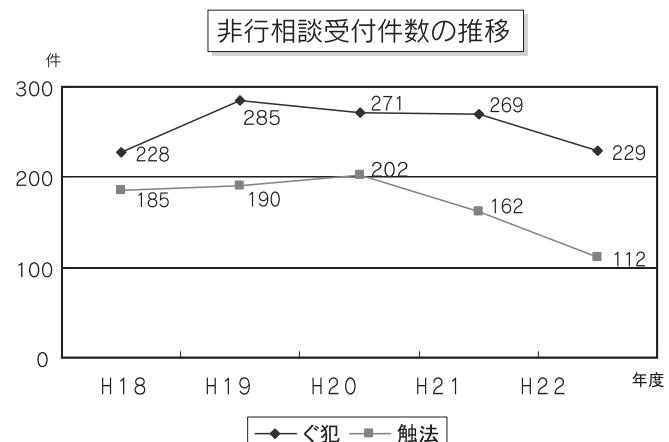
過去5年間の相談受付件数の推移は右の図のとおりである。

ぐ犯行為等相談は229件で、前年度の269件から40件減少（14.9%減）し、触法行為等相談は112件で、前年度の162件から50件減少（30.9%減）した。

経路別でみると、ぐ犯行為等相談では家族・親戚53件（23.1%）、児童福祉施設48件（21.0%）、警察等46件（20.1%）、学校35件（15.3%）と続いている。

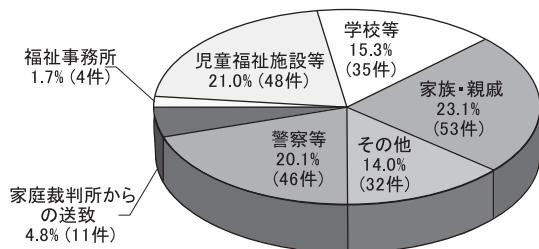
触法行為等相談では警察等からの通告が85件（75.9%）、以下、家庭裁判所13件（11.6%）、家族・親戚8件（7.1%）と続いている。

ぐ犯行為等相談を行為別にみると、家出が88件（38.4%）で、以下、金品持出21件（9.2%）、夜間徘徊17件（7.4%）、シンナー乱用等15件（6.6%）、性的問題12件（5.2%）と続いている。

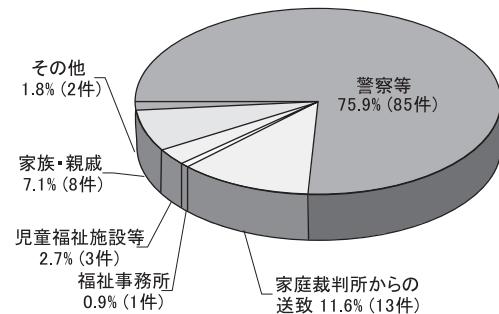


触法行為等相談を行った件数は、窃盗が 53 件（47.3%）、粗暴犯（暴行、障害、脅迫、恐喝等）が 16 件（14.3%）、凶暴犯（強盗、放火、強姦等）が 2 件（1.8%）となっている。

ぐ犯行為等相談経路別割合



触法行為等相談経路別割合



5 障害相談

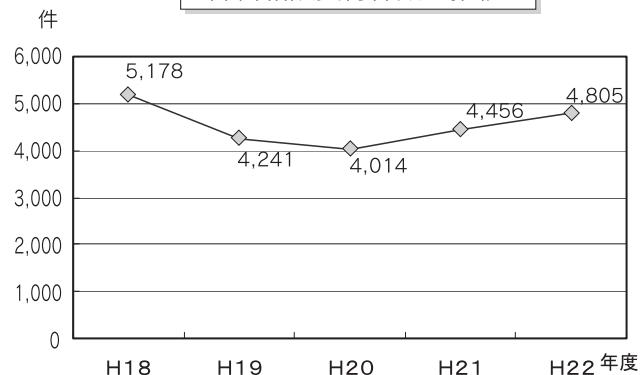
障害相談の受付件数は、4,805 件で前年度に比べて 349 件、7.8% 増となった。

平成 18 年度に障害者自立支援法、児童福祉法の改正施行により障害児施設への入所が措置から原則、契約制度になり、受給者証の交付手続き等での相談が増えたことを主因として、一時的に相談件数が増加した後、減少傾向にあつたが、21 年度以降増加に転じている。

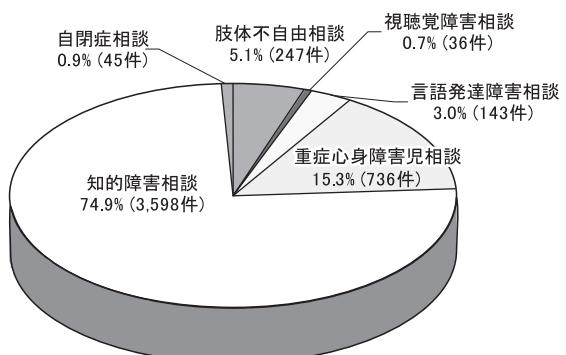
相談受付件数に占める障害相談の割合は 53.7% で半数を超えていた。

障害相談を障害種類別にみると、知的障害相談が 3,598 件（74.9%）で例年どおり最も多く、7 割強を占めていた。続いて重度心身障害相談 736 件（15.3%）、肢体不自由相談 247 件（5.1%）、言語発達障害相談 143 件（3.0%）等となっている。

障害相談受付件数の推移

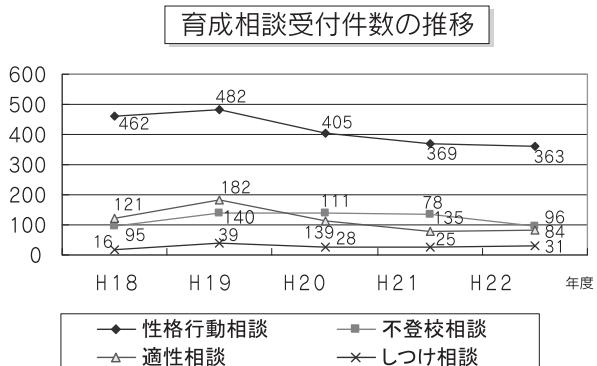


障害相談障害別割合

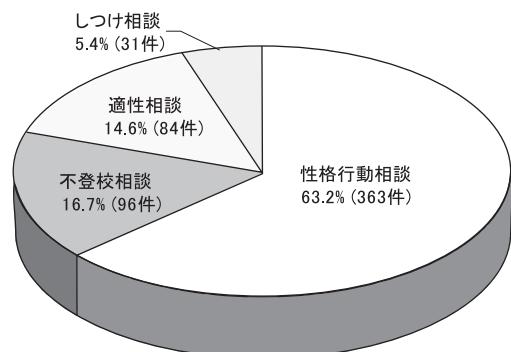


6 育成相談

育成相談受付件数は574件で、前年度に比べて33件、5.4%減少した。育成相談の内容をみると、性格相談363件（63.2%）、不登校相談96件（16.7%）、適性相談84件（14.6%）、しつけ相談31件（5.4%）となっている。なお、育成相談に関しては、ここ数年、発達障害（学習障害、ADHDなど）の問題と関係したケースが増えているように思われる。



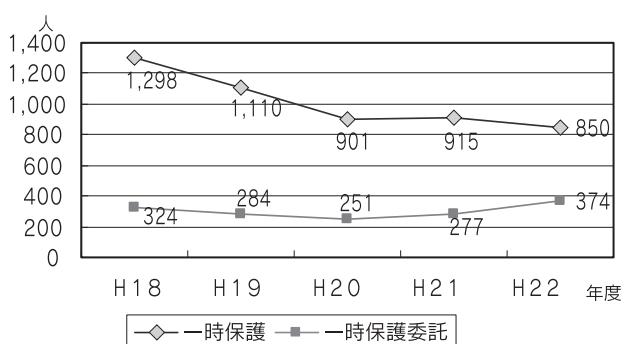
育成相談種類別割合



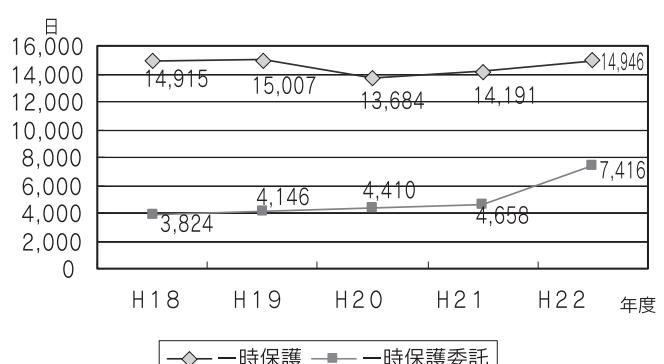
7 一時保護・一時保護委託

一時保護及び一時保護委託の実人員の推移は下図のとおりである。
一時保護実人員は850人で前年度に比べて65人減少（7.1%減）、一時保護委託実人員は374人で97人増加（35.0%増）している。
1人あたりの平均保護日数は、前年度より2.1日伸びて17.6日となっており、保護日数が長期化する傾向が続いている。

一時保護・一時保護委託実人員の推移



一時保護・一時保護委託延べ日数



8 児童福祉施設・里親

(1) 児童福祉施設

児童福祉施設に対して平成23年3月1日現在1,020人を入所措置しており、前年度の1,028人から8人減少（0.8%減）した。

措置施設等の種類別内訳は右図のとおりである。児童養護施設661人（64.8%）、障害児施設140人（13.7%）、里親97人（9.5%）、乳児院73人（7.2%）、児童自立支援施設23人（2.3%）、情緒障害児短期治療施設16人（1.6%）となっている。

(2) 里親

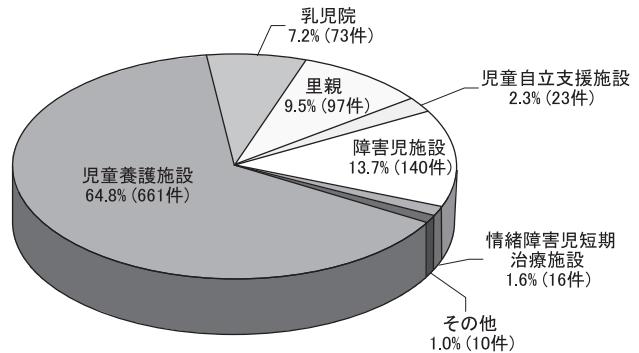
平成22年度の新規里親登録数は31組（登録取消は5組）で平成22年度末時点での登録里親数は114組となった。そのうち、64組の里親に児童を委託している。（委託率56.1%）

児童福祉法が改正され、養育里親に更新制が導入されたことに伴い平成21年度末に登録里親数が大幅に減少したが、平成22年度末には元の水準に戻っている。

また、22年度末現在で里親委託している児童は102人で、前年度より16人増加（18.6%増）している。

平成13年度以降、委託里親数、委託児童数とも増加傾向にあり、5年前の平成17年度と比べると、委託里親数が約2倍、委託児童数が2.5倍に増えている。

児童福祉施設等措置状況



登録里親・委託里親数の推移

